

議案第46号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1くらし保健福祉部の表2の項の(3)中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項の(3)の金額の欄を次のように改める。

- | | | |
|---|--|---------------------------|
| ア | 飲食店営業 | 17,000円（臨時営業にあつては、3,000円） |
| イ | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 10,200円 |
| ウ | 食肉販売業 | 10,200円 |
| エ | 魚介類販売業 | 10,200円 |
| オ | 魚介類競り売り営業 | 23,000円 |
| カ | 集乳業 | 10,200円 |
| キ | 乳処理業 | 23,000円 |
| ク | 特別牛乳搾取処理業 | 23,000円 |
| ケ | 食肉処理業 | 23,000円 |
| コ | 食品の放射線照射業 | 23,000円 |
| サ | 菓子製造業 | 15,000円 |
| シ | アイスクリーム類製造業 | 15,000円 |
| ス | 乳製品製造業 | 23,000円 |
| セ | 清涼飲料水製造業 | 23,000円 |
| ソ | 食肉製品製造業 | 23,000円 |
| タ | 水産製品製造業 | 17,000円 |
| チ | 冰雪製造業 | 23,000円 |
| ツ | 液卵製造業 | 23,000円 |
| テ | 食用油脂製造業 | 23,000円 |
| ト | みそ又はしょうゆ製造業 | 17,000円 |
| ナ | 酒類製造業 | 17,000円 |
| ニ | 豆腐製造業 | 15,000円 |
| ヌ | 納豆製造業 | 15,000円 |
| ネ | 麺類製造業 | 15,000円 |
| ノ | そうざい製造業 | 23,000円 |
| ハ | 複合型そうざい製造業 | 23,000円 |

ヒ	冷凍食品製造業	23,000円
フ	複合型冷凍食品製造業	23,000円
ヘ	漬物製造業	15,000円
ホ	密封包装食品製造業	23,000円
マ	食品の小分け業	10,200円
ミ	添加物製造業	23,000円

別表第1くらし保健福祉部の表20の項の(2)中「6,200円」を「6,400円」に改め、同表21の項の(2)の次に次のように加える。

(2)の2 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 申請手数料	11,000円
(2)の3 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,000円
(2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数料	11,000円
(2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,000円

別表第1くらし保健福祉部の表21の項の(15)の13中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項の(15)の14中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項中(15)の20を(15)の22とし、(15)の19を(15)の21とし、(15)の18を(15)の20とし、(15)の17を(15)の19とし、(15)の16を(15)の18とし、(15)の15を(15)の17とし、(15)の14の次に次のように加える。

(15)の15 政令第2条の8第1項の規定	地域連携 薬局等認	2,100円
-----------------------	--------------	--------

に基づく地域連携 薬局等の認定証の 書換え交付	定証書換 え交付手 数料	
(15)の16 政令第2条 の9第1項の規定 に基づく地域連携 薬局等の認定証の 再交付	地域連携 薬局等認 定証再交 付手数料	2,900円

別表第1 商工労働水産部の表1の項の(1)中「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」及び「5トン以上の漁船の」を削り、同項の(2)中「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可」を「漁業の許可」に改め、「5トン以上の漁船の」を削る。

別表第1 農政部の表6の項の(1)のイ中「結核病」を「結核」に改め、同項の(1)のイ中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同項の(1)のエ中「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に改め、同項の(1)のケ中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「気腫^{しゅそ}疽^そ」を「気腫疽」に改め、同項の(3)中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。

別表第1 土木部の表14の6の項の(3)中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項の(3)のイ中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の(3)のイ中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の(3)のウ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の(4)中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項の(4)のイ中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の(4)のイ中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の(4)のウ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1 暮らし保健福祉部の表20の項の改正規定、別表第1 商工労働水産部の表の改正規定、別表第1 農政部の表の改正規定及び別表第1 土木部の表の改正規定 令和3年4月1日

(3) 別表第1 暮らし保健福祉部の表2の項の改正規定 令和3年6月1日

(4) 別表第1 暮らし保健福祉部の表21の項の改正規定 令和3年8月1日

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行前の準備に係

る手数料の徴収)

- 2 前項第4号に掲げる規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定により行うことができることとされた同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項又は第6条の3第1項の規定の例による認定の申請が行われた場合には、改正後の鹿児島県手数料徴収条例第2条及び別表第1くらし保健福祉部の表21の項の(2)の2及び(2)の4の規定の例により、手数料を徴収する。

(提案理由)

食品衛生法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。